一般財団法人　日本民間公益活動連携機構（JANPIA）
第 88 回理事会（決議省略）議事録

１．理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

**第１号議案　代表理事及び専務理事の選任の件**

＜理事会上程の根拠規程等＞
理事会規則第 16 条（１）

＜決議された内容＞
当理事会より推薦の役員（理事５名、監事２名）の選任について 2026 年６月 30 日開催の定時評議員会にて決議され、2026 年７月９日付けで内閣府への認可申請を行ったところ、2026 年７月 15 日に認可となったため、同日付けをもって全員が理事または監事就任となる。
理事長については引き続き、二宮雅也がその任に就き、代表理事となるものとし、また、現在事務局長として当機構の業務運営の全般を担っている大川昌晴が専務理事の任に就き、業務執行理事となるものとし、事務局長職については、当該職務に適した人材の確保ができるまでの期間は、専務理事が兼任するものとする。

２．理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長（代表理事）二宮　雅也

３．理事会の決議があったものとみなされた日

2026 年７月 22 日（水）

４．議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長（代表理事）二宮　雅也

2026 年７月 16 日（木）、理事 二宮雅也が理事及び監事の全員に対し、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を電磁的記録によって発送した。当該理事会の決議の目的である事項につき、2026 年７月 22 日（水）中に、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の全員から電磁的記録により異議を述べない旨の確認書の提出を受けたので、当機構定款第 44 条及び理事会規則第 10 条に定める「決議の省略」の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。
以上の通り、理事会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

2026 年７月 22 日

一般財団法人　日本民間公益活動連携機構

理　事　長　　二　宮　雅　也